

明治天皇と藤波言忠子爵

(明治天皇崩御二十年の聖辰を記念し奉つて本誌を輯録す。編者誌す)

西 忠 義

昭和六年夏、加藤博士は北海道に來られ、日高の藤波神社即ち子爵藤波言忠卿生祠の創立縁由等を調査して歸られたが、この日高は北海道廳管下、浦河支廳の所轄であつて、生祠創立の際、私は其の支廳長として在職してゐた關係上、同子爵の事績、並に子爵と私との關係につき、博士からのお尋に預かつたので、其概要を申上げて置いた。其中で殊に最も大切な一事は、子爵が馬事調査のため歐米諸國に出張され、煥國では親しくスタイン博士に就き憲法・國家學等の講義を聴取して、歸朝後、明治天皇に御進講申された事項である。そこで、加藤博士の御希望によつて、主として此の事を申上げ、明治天皇御聖徳の一端を奉頌したいと思ふのである。

明治天皇の御聖徳・御偉業が前古無比であらせられるのは、今更申上げるまでもない御事である。目

下宮内省では明治天皇紀を編修中であるが、私も曾て十ヶ年間同局に勤務致した關係上、同紀完成まで其内容又は細部に互る發表は之を憚らねばならぬから、こゝには曾て私が謹稿致した明治天皇頌徳記の文を掲げて、御聖徳・御偉業を虔んで頌へ奉りたいと思ふ。

明治天皇、文武英明、年少登極、宵旰勵精、膺回天隆運、成維新太平、舉賢任能、釐革百度、隨時更新、紹述天數、制千載不磨之憲典、鞏萬古無窮之寶祚、征清則連戰連捷、援弱挫強、我兵惟勇、我武茲揚、討露則所向無前、鄰邦風靡、國光赫奕、震撼遐邇、版圖益大、南臺北樞、西岸檣域、亦服王化、龍體魁偉、神貌莊重、不敢疾言遽色、謁者不覺恐竦、奏議細大檢覈莫遺、宰臣或失措、親裁恆制宜、待下寬厚、不問小過、愛民必恤災異、睿藻常及寒餓、盛德赫々、大業磊々、崇高如嶽、深遠如海、徵諸古今不見其例、索諸東西離群絕類、詢可謂曠世之聖帝矣。

なほ、詔勅並に御製を拜して、御聖徳を崇仰し奉るに、畏くも 天皇御即位の大禮には、皇政の復古を惟神の大道に則らせ給うて、之を 皇祖皇宗に奉告し、なほ普く天下に布告せられ、五ヶ條の御誓文を天地神明に誓はせ給ひ、明治三年には、更に 神靈鎮祭の詔を降し、四年には 皇靈遷座の詔を發し給ひ、十五年には陸海軍人に勅語を賜うて、上天の恵に應じ一誠以て其本分を竭すべきことを宣り給ひ、二十二年には、御告文を以て、皇祖皇宗の神靈に憲法發布の事を御告げあらせられたのである。

御製は日々拜誦すべきものが多く傳はつて居る中にも、

わが國は神の末なり神まつる昔の手ふり忘るなよゆめ

つたへ來て國の寶となりけりひしりの御代のみことのりふみ

目に見えぬ神の心にかよふこそひとのこゝろの誠なりけり

とき遅きたかひはあれとつらぬかぬことなきものは誠なりけり

明治二十三年には教育に關する勅語、四十一年には戊申詔書を發せさせ給うて國民教育の重んずべきを教へさせられ、又、國民の嚮ふ所を指示し相成つたが、其の時の御製には

たゞしくも生ひしけらせよ教草をとこをみなの道を別ちて

わかされる野にも山にもしけらせよ神なからなる道をしへくさ

なよたけはすなほならなむうつせみの世にぬけいてむ力ありとも

敷島のやまとしまねのをしへくさ神代のたねの残るなりけり

いかならむことにあひても掬まぬは我しき島の大和たましひ

山を抜く人の力も敷島のやまとこゝろそ基なるへき

事しあらは火にも水にもいりなむとおもふかやかて大和たましひ

千萬の民の力をあつめなはいかなる業も成らむと思ふ

つみあらは我を咎めよ天津神民は我身の生みし子なれば

此の叡聖文武に在します明治天皇の御側近に幼時よりお仕へ申上げたのが藤波子爵である。任期も他

の侍従よりは割合に長く、行幸の都度必ず供奉申上げて寵眷殊に渥かつたので、子爵も亦蹇諤を以て奉仕せられた。子爵は公家華族の出で、御歴代の側近に奉仕された廣橋家の嫡流、胤保卿の二男として、嘉永五年三月京都に生れられた。幼名捨麿、後伊勢の公家藤波忠教卿の嗣となつて藤波を稱せられたのである。明治元年には車駕に供奉して東京に移り、五年七月、宮城の學問所に召されて、畏くも御前で國史略二十二枚半を誦し、大に面目をあげられたが、翌六年十一月、見習として宮中に召され、七年六月、御學友として出仕、十二年には侍従の任を受けられた。稟性顛悟忠讜、氣宇豪放、常に皇室の御繁榮と國威の伸張とを念とせられ、信じて行ふ時は果敢邁往、斷乎として人言を容れず、爲に偶々誤解を招く事もあつたが、其の心事の忠實熱誠なることに至つては、稀に見る偉材であつた。而も亦、甚だ詠歌に堪能であつて、詠馬百首の作がある。筆跡も亦美であつて書道に長じた外、繪畫をも巧にし、且つ詩も作られた。其官歴は、侍従から、御馬掛主任・新冠牧馬場御用掛・主馬權頭心得・主馬頭・臨時馬政調査委員・馬政局事務囑託次長といふ風に、多く馬匹關係に亘つてゐたが、四十一年先づ馬政局事務取扱を辭され、大正五年一月には、願に依つて主馬頭を免ぜられて、宮中顧問官に任じ、貴族院議員に勅選せられ、同年三月、宮内省臨時帝室編修局御用掛を仰付けられ、尋いで同局副總裁となり、爾來は専心 明治天皇御紀の編修に盡瘁された。薨去は大正十五年五月で、享年七十五歳であつたが、生

前特に親任官の待遇を賜ひ、正二位勳一等旭日桐花大綬章を授けられた。

子爵の功績は以上の官歴を見ても明らかであるが、殊に其の文勳の最たるものは、澳國の碩學スタイン博士に就て親しく其憲法・國家學の講義を聽き、之を咀嚼理解して 明治天皇皇后兩陛下に進講し奉り、我が帝國の憲法上に偉大なる寄與をされた事であつて、第二は、本邦産馬事業の改良進歩と馬政並に軍馬の優良化、第三は明治天皇紀編修、及び文庫の設置を始め、北海道拓殖の獎勵・炭礦鐵道會社の組織・函樽鐵道の成立・帝國水難救濟會の發展等に貢獻された事である。以下順次に其の概要を述べたこと思ふ。

二

第一に申上げたいのは、スタイン博士の憲法の事である。

子爵の歐米巡回中は、新山莊輔技師が隨行して通譯に當つたが、一行は澳國に約一年間滞留し、其の間子爵はスタインに就て憲法國家學を聽講されたのである。其の事は子爵手記の講義筆記序文に委しく書かれてゐるから、次に其の一部を摘出する。

「(前略)十八年夏、歐米各國の視察を仰付けられ、先づ米國に渡り、一と通り巡視し、次で英國其他歐洲諸國を歴巡視察するに至れり。而して此行たる實に、時の宮内大臣故伊藤博文公の奏上により仰付

られたるなりし。故伊藤公は、予が君側に奉仕する頃より、帝室の事に關し事の大小となく心を勞せられ、特に

聖上の御學問に關し大に心を注がれたり。而も予に命ずるに、歐米出張の途次、澳國に抵り、其の頃歐洲學界の泰斗と仰がるゝスタイン博士に就き、約一ヶ年憲法・國家學等の教授を受け、其の傍ら牧畜の事及帝厩に關する事項の調査をなすべきことを以てしたるに因り、予は公の書簡を齎して同博士を訪ひ、此に於て予が

聖上陛下に進講する如く其の講義を聽くこととなりぬ。爾來予は公の深慮のある所を體し、夫より必死勉之に従事し、毎日三時間づゝ博士の講義を聽くこととなりたり。……予は同三十年に歸朝せしかば、此憲法・國家學等を其の儘侍従の職にありながら、特に御内儀に出入するを差許され、予が宿直の夜、隔日又は三日目の午後九時半より十時半まで

兩陛下の御前に於て同博士の講義筆記に基き、委敷言上せり。而して回を重ねる三十三回なりし。聖上たはぶれにのたまはく、「藤波の講釋に」との仰せなれども、予が終に此の言上を畢へたるは、實に無上の光榮にして、終生忘るべからざる所なり。爰に聊か此旨を誌す。明治四十五年七月十五日。

子爵藤波言忠」

次には其の本講義録の内容であるが、要するにスタイン博士は、憲法は其の國情・思想・國體を基礎として制定すべきもので、斷じて他の模倣であつてはならぬと説いたのである。乃ち宗教の如きも亦、儒教・佛教よりも特長ある日本民族の太古の道（惟神の道）たる神道を以て日本民族の據るべき信教であるとしたのである。それで、子爵よりも先に、河島醇氏が、此のスタイン博士に就て法學を學ばうとした時にも、博士は、「世界に光輝ある最古の好歴史を有する日本人が、新開國たる埃國人の予に學ぶ事はあるまい。それよりも先に日本の好典籍を學んで、先づ日本人としての意識を明確にした後にすべきであらう」と警告したので、當時河島氏は甚だ赤面したが、百方誠意を陳じて漸く志望を達したとの事である。此の事は明治三十九年十二月以來、四十四年四月の薨去に至るまで、河島氏が北海道長官に任じてゐられた間に、當時浦河支廳長であつた私が直接に長官から承つた話で、其の後私が負傷のため北海道廳を退官してから、長官を麴町區平河町の私邸に訪問した際にも、長官河島氏は、往年會津戰爭の時自分は（氏は鹿兒島藩士であつた）征東軍に加はり、會津城東山田山の墓地に陣取つて砲戦したが、平定後は會津の三四郎（是は赤羽・柴・池上の三人の名が皆、四郎であつたから、人が斯く呼んだ）とも親交があつたなど、大にくつろいで色々の話をされ、其時にもスタインの事を話し出して、今は學說も進歩して、スタインの説は陳腐だなどの言を耳にするが、自分は先見の明があつた人だと感服してゐ

ると申された。

又伊藤公爵が、憲法調査のため後年歐洲に出張してスタイン博士と打合せられた時にも、博士は「日本の憲法は克く國體と國情とに適ふやう制定せられよ。單に歐洲に倣ふ事のみを考へては成りません」と聲明したとの事を聞いてゐる。スタイン博士は五ヶ國語に通じ、日本の古典にも通じてゐたさうで、往年我國の各宮殿下を始め奉り、伊藤・西園寺兩公、黒田・谷・土方伯・伊東伯・金子子其他の名士とも面識があるが、それ等の方々に、今日現存してゐられるのは、西園寺公・伊東伯・金子子のみであると思ふ。

藤波子爵は、博士の講義と共に、日本に對する其好意をよく理解せられ、その精神を以て前述の如く御進講申上げられたのであるが、當時

明治天皇に於かせられては、スタイン博士に對して多大の御下賜金があり、特に勳二等を御贈與あらせられたと承つてゐる。

三

次には藤波子爵の馬政上の功績であるが、此の馬政上の事に關しても、子爵はスタイン博士憲法講義録の序文の初に、自ら記述してゐられる。即ち

「予言明治六年の末より見習として宮中に召出され、同七年より改めて御學友として九等出仕を仰付けられ、御學問の御相手の外に總て

聖上の御小間使の如き種々なる御用を勤むることとなりぬ。尋で侍從に榮進し、夫より十有餘年を経て、侍從奉職中、馬廐にかゝる馬匹に關する主任を仰せ付けられ、從て御料馬を選拔せん爲に各地馬匹の景況巡視を仰付けられ、内地の馬産地あまねく巡回せり。現今の下總・新冠兩御料牧場の如きは、當時の政府の所管たりしが、予は屢々同場に出張を仰付けられ、其の視察せし事項を復命し奉り、且つ我國に牧畜事業を興起するの必要なを言上し、又は主馬寮の組織を釐革するの急務なるを言上したり云々」

と記してゐられるのである。子爵が特に勅命を奉じて北海道日高國の新冠牧馬場を視察されたのは、明治十五年六月の事であつたが、日高は古來氣候・地勢の關係上本邦無比の良牧場であるから、豫てより馬事に熱心なる子爵は之を帝室に收容せられんことを計り、十六年十二月遂に帝室に屬せしめられた。斯くて十七年七月、子爵は又新冠に出張して牧場の計畫を立てられたが、十八年七月、勅命を奉じて馬事、宮廐及馬匹飼育研究のため歐米各國に出張され、二十年十一月に歸朝、翌二十一年四月には、新冠牧場が主馬寮に移管されて新冠御料牧場と改稱されたので、茲に子爵は主馬權頭兼勤を仰付けられ、爾來

熱心其の事に當られるに至つた。即ち子爵は改めて牧場の整理・産馬改良の方針を定め、毎年新冠に出張して獨立經營の下に事業の發展を企畫され、遂に二十六年を以て其の基礎を確立し、毎年市場を靜内に開いて剩餘の良馬を民間に拂下げ、近きは奥羽・信越地方、遠きは四國・鹿兒島地方からも簇々來靜購入する者があつたので、爲に日高は帝國の翼北なりとの名聲を天下に揚ぐるに至つた。元來日高は水産と産馬とを以てその特産としたが、水産は年一年と衰退したのに對して、産馬事業は斯くして益々有望となつたのである。一方私も北海道に着任忽々から、日本産の純種たる此の日高産馬の改良に志を致して種々盡力したが、從來通り單に地方費に依頼してゐたのでは到底良馬の産出を實現すること不可能であると認められたので、茲に日高國人を糾合させて、明治三十五年三月、日高實業協會を創立し、之を行政補助機關として國有種馬牧場及種馬所の新設を農商務大臣に上請し、此年八月、御料牧場所在地たる靜内に日高産馬第一回共進會を開くと同時に、日高事業協會の發會式を舉げた。此の時藤波子爵は前田正名・前新冠牧場長新山莊輔・丹下謙吉氏等と來會されて、日高産馬改良の方針に對し講演され、大に當業者を激勵されたが、其後銳意奔走の結果、四十年六月十九日を以て遂に一萬町歩の國有日高種馬牧場が西舎に新設され、尋で種馬所が渡島の長萬部に開設され、着々其の效績が著れて、非常に駿足逸馬を産出し、大正博覽會に於て全國の出陳馬匹中、著しく改良の實があるのは北海道産の物であつて、特に

日高は最良なりとの名聲を博し、随つて釧路・上川・十勝方面に於て靡然として産馬振興の氣勢を擧ぐるに至つたのは、これ全く日高種馬牧場の餘澤と申しても過言ではないのである。而も此の日高種馬牧場をして、此の盛運に至らしめた最初の礎石は、實に藤波子爵が据ゑられたものであつて、種馬牧場地の選定から設計までも一に皆、子爵の實査に依つて出來たのである。

そこで日高國人は大に子爵を徳として、該牧場設置の翌年、即ち明治四十一年に、最初の牧場長水原勝之助氏により、牧場の側にあつた妙見神社内に子爵の生祠を安置し、藤波神社として齋き祀つた。私は大正七年八月、北海道五十年記念式に臨んだ際、浦河の西舎に赴いて此の神社を拜し、寫眞を得て歸京したが、十五年五月二十四日子爵の薨去に遭ひ、其五十日祭後に前年負傷の患部治療のため退職、八月十六日、北海道へ出張の渡邊編修官及堺日高實業協會長と同行して出發の時には、藤波家から故子爵の分靈を請ひ受けて渡道し、到着の上、日高實業協會長を祭主として日高全國人を代表せしめ、藤波神社移靈式祭典を擧げた。此の時の祭儀は實に地方では稀に見る莊嚴なものであつた。

話は稍前に戻つて、

明治天皇は御早くから馬事に深く御宸念あらせられ、御日課として日々午後より御乘馬あらせられた由で、多い時には、年に二百二十回も遊ばされたとの御事を洩れ承つて居るが、子爵は明治十二年以來

常にその御相手を申されたものである。そこで明治三十七年四月十日、伊藤樞密院議長・桂總理大臣・山縣元帥・松方元老等をお召になり御陪食を賜はつた際、馬匹改良の役所を設置せよとの勅命が下つた時にも、子爵は赤阪離宮で東宮殿下の御馬術の御相手を申上げてゐられたが、これ亦直ちに御前に召されて馬政局設置に關する調査を爲し、山縣・松方と協議して差出せよとの勅命を拜したので、子爵は慎重調査の上覆奏し、其の結果、三十九年五月三十日には馬政局官制發布となり、六月四日開廳、曾根荒助子が長官、子爵は次長に囑託として兼務執筆さるゝことゝなつた。世に之を御下賜案と稱へたものである。此の馬政局は馬匹改良、とりわけ軍馬育成を第一の目的として全國の馬事を管理向上せしむる統一機關であつたが、一定の方針の下に孜々經營の結果、其の實效着々として進み、以て皇猷に貢獻し、聖旨に奉答する所があつた。而もこれ實に子爵の誠忠と丹精によるものであつて、天皇は深く其の忠誠を叡眷あらせられたと洩れ承つて居る。

次いで明治四十二年八月には、韓國皇太子殿下が、公爵伊藤大傳と新冠御料牧場に行啓あらせられ、其際後藤新平男（後に伯爵）は遞信大臣兼鐵道院總裁として臨場されたが、此殿下の行啓及後藤男の臨場は特に藤波子爵より奏上及び勸誘された由に漏れ承つてゐる。此の牧場は明治五年北垣國道（開拓理事官、浦河）氏が東海岸巡視の際に此の好適牧地を發見、浦賀地方の野馬を此處に移した後、開拓使は牧馬場を開き、

次いで農商務省の主管となつたのであるが、明治十四年明治天皇北海道に行幸遊ばさるゝや、片岡侍従を此地に遣され、次いで藤波侍従に調査せしめさせ給うて、遂に御料牧場となり、専ら子爵設計經營の下に、世界に稀なる良牧場となつたのである。

四

次には第三の明治天皇御紀編修の事である。此事は明治天皇御大葬の直後、乃木將軍自刃の報を耳にして痛感する所あつた私の、提出した意見が渡邊宮内大臣に容れられた結果であつて、遂に登極大禮の後たる大正三年十二月、宮内省に臨時帝室編修局が設置され、五年三月藤波子爵入つて御用掛となるに及んで、私は其の事務囑託を命ぜられ、爾來主任として事務に當つた。斯くて子爵は専ら天皇紀の資料蒐集に努められ、事業の着々たる進捗を見たが、惜しいかな子爵は中道にして世を去られ、子爵生前の豫定として二つの事業が残されたのは遺憾であつた。他の一つは北海道に於ける聖績取調の事であるが、これは省略して置く。

なほ此の他に、文庫設立の件がある。子爵は

明治天皇の御製

いそのかみふることぶみは萬代もさかゆく國の寶なりけり

を拜し、又、明治二年四月右大臣三條實美公を修史總裁に任ずるの詔を拜して痛感される所があつたので、志を東山御文庫及御物文庫の御整理に致され、進んでは更に、明治神宮文庫經營の事に志念された。私は大正四年十一月、御即位大禮の節入洛致し、御親謁の當時は伊勢の神宮文庫に於て神勅を謹寫し、親しく神宮文庫を實視し、次で奈良の正倉院を拜觀し、感ずる所があつたので、八年五月七日、明治神宮文庫設置の事を建議に及んだが、これは私が明治二十一年七月、福島縣在職中、同縣下磐梯山噴火の際、舊（會津）藩祖にして神道に高名なる保科正之卿を祭つた同山麓の土津神社に詣で、痛感する所あつた結果で、將來國史圖書館として神宮文庫の整備を要すると共に、明治神宮文庫の新設を必要として建議するに至つたのである。此建議提出數年の後、明治神宮奉賛會長徳川家達公から明治時代の資料收得等の件を開申致された時、藤波子爵は一旦難色あつたが、遂に私の建議を認められ、之が達成に意を致された。此の建議した文庫は、明治天皇の御聖徳御偉業を崇仰し奉ると共に、明治天皇紀を始め國典を蒐集して、國史圖書館と致し、帝國皇室の神聖、國體の尊嚴を發揚せんとするにあつて、明治天皇を記念し奉る上に於ても、明治神宮文庫の設立を見ざることは、我國文運上の闕陥たるを免れざるを遺憾とする次第に付、速に之が實現を見んことを希ふ所以である。

以上の外に、尙ほ子爵の貢獻の重なるものは、北海道拓殖事業である。明治二十年十一月、子爵の歐

洲より歸朝さるゝや、又、北海道の開拓に力を致されたが、二十三年舊堂上華族を勧誘して泰西の農法に據る三萬町歩の模範大農場を石狩國雨龍原野に開き、三條公・萬里小路伯賛助の下に、蜂須賀侯・戸田子・大谷伯等の募集せる移民を入れ、移住の菊亭侯に之を管理せしめられたのを始として、其他多くの種畜場・牧場の經營を援助し、北海道炭礦鐵道株式會社・北海道鐵道株式會社の設立をも援助せられたのである。

五

以上敘述致した藤波子爵の功績は、一に 明治天皇の聖旨を奉體し、心身を擧げて盡瘁された忠誠の結晶であつて、實に君側の良臣と申すべく、文事に武備に、其他に縦横の活躍を遂げられた高風を偲び、感銘致す次第である。斯の如く明治の御代は、上に允文允武聰明に在す 明治天皇があらせられ、元勳侍臣の忠誠あり、下國民の協力あつて、輝く御代を現出致したものであるが、此の明治天皇より御繼承の大正天皇を經、

今上天皇の盛世には、ますます日本民族の大道、即ち惟神の道を根本として、我々は忠誠以て民族的活動をなし、聖恩に報い奉るべきではあるまいか。

平賀源内の生祠と史蹟名勝地指定

廣島縣鞆町の醫王寺山腹から珍らしく風來山人平賀源内の生祠が発見され、沼名前神社宮司金原利道氏は生祠の研究にあつて文學博士加藤玄智氏とともに調査の結果、つぎのごとく意見一致を見たので、近く現在の地域一帯を史蹟名勝地に指定を受け保存法を講ずべく、町當局を経て主務省へ申請書を提出することになつた。源内は有名な本草學者であり西洋の科學知識をもつてゐた關係から、鞆の溝川家に濤在中裏山から(現在生祠のあるところ)粘土を採り陶器を造ることを教へたので、同家はこれにより家産を成すにいたつたと傳へられてゐるが、「私はいつどこで死ぬかも知れぬ誰が墓石を建てゝ呉れるかわからぬ、仍てこの三つの丸石を立て、『地神荒神平賀源内神』と唱へてこの三個の丸石を祀つてくれ」と源内は口癖のやうにいづてゐた。今日溝川半四郎の口碑に傳はつてゐる以上の傳説から(一)地神と荒神(三寶荒神)と自己とを同一列に置いて平賀源内大人は自分を平賀源内神すなはち神と自稱してゐたから源内には自己の神意識があつたことがわかる。(二)この三個の丸石は地神と荒神と平賀源内神との三者を象徴してゐることも明かであらう(三)しかも平賀源内大人の言葉の中には己はいつどこで死ぬかも知れぬ何人も跡を弔ふ者がない。さてこゝでこの三個の丸石を立てゝ祀れといつてゐる。これは生きてゐる中から自分の墓を造つて置くといふ意識にも該當するところがある(四)さてこの傳説から三個の丸石の一は平賀源内を神として象徴してゐると同時に生前から立てた墓石(實際には死骸を埋葬してをらぬが)の意味をも含んでゐると見られる、生祠には二種類あつて他から建てられるものと、自分自身で建てゐるものとの二つがある。いま平賀源内の場合、源内自身にも自己の神意識があり、溝川氏もまたこの大恩人の神恵に感激してをつたのだから、三個の丸石の一は自造と他造とを一所にした様な生祠と見られる感があると同時に、源内生前の墓石とも考へられる。「大阪朝日、昭和七、六、一〇」